

有給休暇が取れない方、 労働組合に相談を！



2019年4月1日から

1年で5日の年次有給休暇を与え、実際に休ませる事が義務化された。

(年10日以上)の年次有給休暇が付与される労働者に対して) ※上記に違反すると会社は30万円以下の罰金。

※休んでも賃金の保障がされます！

正社員・パート・アルバイトを問わず、

①入社から6か月間継続勤務し、②その期間の全労働日の8割以上出勤していれば、
雇い主は10日の年次有給休暇を付与しなければなりません。

労働者は自由に時期を指定して休むことができます。

休みたい時に「有給休暇を取ります！」と言えば休める！年次有給休暇は労働者の権利です！

※所定労働日数の少ない労働者についての付与日数は表2を参照

[表1 年次有給休暇の付与日数 (一般の労働者)]

勤続年数	6ヶ月	1年6ヶ月	2年6ヶ月	3年6ヶ月	4年6ヶ月	5年6ヶ月	6年6ヶ月以上
付与日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

[表2 年次有給休暇の付与日数 (週所定日数が4日以上かつ、週所定労働時間が30時間未満の労働者)]

週所定労働日数	年間所定労働日数	勤続年数						
		6ヶ月	1年6ヶ月	2年6ヶ月	3年6ヶ月	4年6ヶ月	5年6ヶ月	6年6ヶ月以上
4日	169~216日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日	121~168日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
2日	73~120日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
1日	48~72日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

有給休暇が取れない人は、労働組合に相談を！

例1 これまで「休日」としていた日を、労働日に変更し、その日を有休の取得としてしまう方法。例えば、土日と祝祭日が休日だったのを、就業規則を変更して、祝祭日のうち5日を労働日に変えて、有休とするやり口。これでは結局、労働者の休みは増えず、休める権利である有休5日分が「食われた」ことになり、不利益変更になります。職場に労働組合がないと経営者に勝手に変更されてしまいます。

例2 夏季休暇や年末・年始休暇など、これまで「休暇」としていた日を就業規則を変更して取りやめ、それらを5日分を有休として指定するやり口です。これも同様に、労働者が権利として持っていた休暇が減られる不利益変更であり、休める権利であった有休5日分が「食われた」ことになります。

労働相談

全国一般長崎合同労組

(TEL) 095-828-1550

(メール) n-tihon@dream.ocn.ne.jp

長崎市桜町9-6 一般財団法人長崎地区労働福祉会館2F

長崎地区労

(TEL) 095-824-5788

(メール) ntikurou@violin.ocn.ne.jp